

国際戦略総合特別区域及び地域活性化総合特別区域における新たな規制の特例措置に関する提案に対する国と地方の協議の結果について

総合特区名	整理番号	提案事項名	提案事項の具体的内容	国と地方の協議【書面協議】担当省庁の見解(3/9時点) (A-1: 指定自治体の提案どおり総合特区で実施 A-2: 全国展開で実施。B: 条件を提示して実施、C: 代替案の提示、D: 現行法令等での対応可能、E: 対応しない、F: 各省が今後検討、Z: 指定自治体が検討)									国と地方の協議【書面協議】指定自治体の回答(3/22時点) (a: 了解 b: 条件付き了解 c: 受け入れられない d: その他)		内閣府整理(コメント欄) (4/3時点)	内閣府整理 I~IV
				提案事項名	担当省庁 担当課	根拠法令	対応	実施時期	スケジュール	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件/代替案の内容とその妥当性・論点など	※対応の但し書き	対応	理由等			
京都市地域活性化総合特区	866	旅館業法の構造設備基準の緩和	旅館業法の構造設備基準の緩和。	旅館業法の構造設備基準の緩和	厚生労働省健康局生活衛生課	旅館業法施行令第1条	D	-	-	旅館業法施行令に基づく構造設備基準の規制緩和と要望ですが、ご要望の内容は現行法令の簡易宿所として営業が可能と考えられるため。		a	なし		I	
京都市地域活性化総合特区	869	文化財を創造的に活用するための文化財保護法に基づく手続の簡素化・迅速化など	文化財の観光やMICEでの活用について、文化財保護法に基づく権限を文化庁から地方へ移譲することによる手続の簡素化・迅速化など。	文化財を創造的に活用するための文化財保護法に基づく手続の簡素化・迅速化など	文化庁文化財部記念物課	文化財保護法	D			文化庁における現状変更の許可手続については、通常、8月を除いて文化審議会文化財分科会を毎月開催し、申請から概ね1か月から2か月以内に許可等の手続を完了していますが、指定の一部解除又は解除につながる恐れがあるなど、史跡等の指定要素に重大な影響を及ぼす事案については、高度な専門的判断を有することから、通常年2回開催する専門家会議における調査結果を踏まえて判断しています。貴府及び貴市の意向等を踏まえ、迅速な許可手続が可能となるよう協力してまいりたいと考えています。なお、当該専門家会議の開催が至急必要な事案が発生し、やむを得ない場合については、当該会議の臨時開催等の対応も含めて協力してまいりたいと考えています。		c	文化財の活用にあたって必要な許可権限について、専門性を要しないものに限っては既に市町村に権限移譲されています。しかしながら、どの程度の現状変更であれば地方の許可権限となるのかについては、個々の文化財ごとに国と事前協議を経て確認する必要があります。国の許可を必要とする現状変更の場合については、「申請からおおむね1か月から2か月以内に許可等の手続を完了」とのことですが、こうした事前協議に要する時間や申請書類作成を考慮すると、実際には3~4か月以上の期間を要するのが通常です。また、文化財保護法施行令第5条第4項第1号又による場合は、個々の文化財ごとに保存管理計画を策定することが前提となりますが、京都市域には多数の文化財が存在することを考慮すると、その策定には、上記の国の許可を得る手続以上に相当な時間を要することになります。このように、現在制度上は、迅速な活用は不可能であり、より一層の迅速化が必要であると考えています。そのため、政界各国がMICE誘致に積極的に取り組み、国家間競争が激化している中で、世界の中での京都の認知度、日本を代表する歴史都市・京都の魅力が最大限に生かした取り組みを速やかに推進できるよう、文化財の現状変更等に係る第125条の規定による許可権限(ただし、既に京都市に移譲されているものを除く。)を京都市に移譲することを求めるものです。	担当省庁と指定自治体の間で、現状変更許可手続の迅速化に向けた検討を継続する。	II	
京都市地域活性化総合特区	877	ナラ枯れ、マツ枯れ被害木伐採時の地権者同意に係る規制緩和	ナラ枯れ、マツ枯れ伐採時の地権者同意について、現行法に基づく市町村による通知、勧告、都道府県知事に対する調停等(森林法第10条の10、11関係)の手続きから、所有者への通知のみで伐採可能となるよう規制を緩和。所有者不明地については、対象地番の掲示により通知したものとみなす。	ナラ枯れ、マツ枯れ被害木伐採時の地権者同意に係る規制緩和	農林水産省林野庁企画課	森林病虫害等防除法第5条	D	-		京都市が求める良好な景観の維持等を目的とした森林病虫害被害木の駆除については、森林病虫害等防除法第5条に基づき、所有者等の所在が知れないときも含め、都道府県知事が伐倒駆除命令等を発出することが可能となっている。このため、京都市の提案は、総合特区について共同申請している京都府と連携して現行の森林病虫害等防除法を活用することによって達成可能である。		c	実際、京都府知事が発出する伐倒駆除命令による対応を行う場合、所有者が不明かどうかも含め、所有者特定に要する期間と労力が問題となります。他都市の状況については、現在、京都府において調査中ですが、短期間で処理が行われている例については、所有形態が複雑でないものと思われる。京都三山のように相続等により細分化された複雑な所有形態の地域では、場合によっては、所有者の追跡調査に数ヶ月単位の期間と労力を要し、迅速な対応が行えません。平成23年度には、京都三山における森林所有者調査を実施したところですが、所有者の連絡先が把握できたのは1割程度にとどまる結果であり、所有者の特定は非常に困難な状況にあります。申請内容のとおり、所有者特定を行わず、作業内容と期間の公告のみで、駆除措置が行えるよう求めます。	所管省庁(林野庁)から、現行制度上、都道府県知事が伐倒駆除命令等を発出することで対応可能との見解が示されたことを踏まえ、京都府が行う手続の迅速化について提案者側で検討を行うこととしているため。	IV	
京都市地域活性化総合特区	879	働きながら日本料理を学ぶためのビザの要件緩和	働きながら日本料理を学ぶためのビザの要件緩和	働きながら日本料理を学ぶためのビザの要件緩和	法務省入国管理企画官室	出入国及び難民認定法	Z	-	-	実務者打ち合わせでは別途質問している事項について明らかになっておらず、現段階では検討困難であることから、御回答いただいてから検討することとしたい。		c	質問事項に対する回答については別紙のとおり。本提案については、発展途上国への技術移転を目的とする技能実習制度とは趣旨が異なることから、地域において責任を持って取組を推進する体制を構築することを前提に、在留資格「文化活動」でも就労を可能とするなど、外国人が働きながら日本料理を学ぶような特例措置をお願いするものである。	新規の在留資格を創設するのか若しくは既存の在留資格のいずれを拡充する整理とするのか、外国人の技能測定方法、地域の体制、費用負担、研修計画等、詳細な検討を今後進める必要。	II	
京都市地域活性化総合特区	879	働きながら日本料理を学ぶためのビザの要件緩和	働きながら日本料理を学ぶためのビザの要件緩和	働きながら日本料理を学ぶためのビザの要件緩和	厚生労働省職業安定局派遣・有期労働対策部外国人雇用対策課	出入国及び難民認定法	Z	-	-	自治体は働きながら日本料理を学ぶためのビザの要件緩和を提案しているが、実務者打ち合わせの場では法務省より別途質問している事項について明らかになっておらず、現段階では提案について検討困難であることから、自治体からの御回答をいただきたい。		c	質問事項に対する回答については別紙のとおり。本提案については、発展途上国への技術移転を目的とする技能実習制度とは趣旨が異なることから、地域において責任を持って取組を推進する体制を構築することを前提に、在留資格「文化活動」でも就労を可能とするなど、外国人が働きながら日本料理を学ぶような特例措置をお願いするものである。	同上	II	

内閣府整理 I:提案者の取組を実現するための方策について国と地方で合意に至ったもの(今後、合意に至った方策を活用して地方において取組を実現していくもの) II:提案者の取組を実現するための方策の方向性について合意に至り、一部条件等を詰めるための協議を継続するもの  
 III:取組を実現するための方策について国と地方の間に見解の相違があり、合意に至らなかったもの IV:一旦協議を終了し、提案者側で再検討を行うもの

総合特区名	整理番号	提案事項名	事務レベル協議を実施したもの	国と地方の協議【再書面協議】 担当省庁の見解(5/9時点) (A-1:指定自治体の提案どおり総合特区で実施 A-2:全国展開で実施。B:条件を提示して実施。C:代替案の提示、D:現行法令等で対応可能、E:対応しない、F:各省が今後検討、Z:指定自治体が検討)			国と地方の協議【再書面協議】 指定自治体の回答(5/18時点) (a:了解 b:条件付き了解 c:受け入れられない d:その他)		省庁の最新見解	内閣府再整理(コメント欄) (6/1時点)	内閣府再整理 I~IV
				対応	実施時期	スケジュール	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件/代替案の内容とその妥当性・論点など	対応			
京都市地域活性化総合特区	866	旅館業法の構造設備基準の緩和							D		I
京都市地域活性化総合特区	869	文化財を創造的に活用するための文化財保護法に基づく手続の簡素化・迅速化など	D, F	—	—	① 国指定史跡等の保存活用については、文化財保護法施行令第5条第4項第1号の規定により、都道府県又は市の教育委員会の「管理のための計画」によって、史跡等の指定に係る地域のうち指定区域において、それぞれの教育委員会の申出により、現状変更等の権限委譲が可能となっており、基本的に当該制度を活用されたい。 ② 文化財保護法施行令第5条第4項第1号の規定により、「管理のための計画」を定めた場合の権限委譲先を京都府とすることについては、政令改正に向けて検討します。 ③ 「管理のための計画」に記載すべき事項は、整備活用も含めた総合的な文化財の保存活用に関する計画(保存管理計画)に記載事項のうち必要最低限の簡素化されたものであり、最低限次の事項を記載いただきたい。 ・史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称 ・指定年月日 ・史跡、名勝又は天然記念物の所在地 ・管理計画を定めた教育委員会 ・史跡、名勝又は天然記念物の管理の状況 ・史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する基本方針 ・史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等の許可の基準及びその適用区域 (当該区域を示す図面を添えるものとする。)	d	保存管理計画の記載事項のうち必要最低限の事項を記載する「管理のための計画」のみの策定による権限移譲によって、一定の迅速化等が期待できるものと考えます。その一方で、多くの文化財が集積する京都において、文化財ごとに策定する必要のある「管理のための計画」策定による権限移譲によって、文化財を適切に保護しつつ積極的に活用するための手続きの迅速化・簡素化という課題が本当に解決されるか、十分な検討を行って参ります。	D, F	自治体の要望のうち現状変更等の権限移譲は実現可能となったため協議終了。自治体は取組の実現に向けて権限移譲に必要な「管理のための計画」の作成を実施すること。ただし、実施後に取組が実現できないことが判明した場合は、文部科学省及び文化庁と改めて協議を行うこととする。また、文部科学省は自治体が要望する権限移譲先を京都府とすることについて、政令改正により総合特区の特例として措置することを早急に検討するとしており、自治体も了承したことから協議終了。ただし、検討状況について適宜情報提供を行い、仮に自治体の取組が実現できない恐れがあるなど、自治体が希望する場合は文部科学省と改めて協議を行うこととする。	I
京都市地域活性化総合特区	877	ナラ枯れ、マツ枯れ被害木伐採時の地権者同意に係る規制緩和							D		IV
京都市地域活性化総合特区	879	働きながら日本料理を学ぶためのビザの要件緩和	○	B	京都市の検討状況による	以下のような条件が満たされた場合に、いわゆる単純労働者の受入や不法就労の増加につながらないよう適切な制度構築を行うことを目的として、厚生労働省と協議しつつ法務省において在留資格「特定活動」の特例を設けることを検討する。 ○対象となる外国人は外国のレストラン又はホテル等の事業を営む事業体において一定年数以上調理の業務に従事している者であること(オーナーシェフを含む) ○京都市等の策定する総合特区計画に基づき、日本の伝統文化である会席料理の調理及び同料理に付随する業務に従事しながら会席料理を修得するための研修を受けることを目的として、入国・在留すること ○研修は、派遣元国における業務の一環として、当該事業体と本邦の機関との間の契約・覚書等に基づいて派遣されること ○帰国担保措置を講じること ○日本人と同等額以上の報酬を受けること ○入管法令、労働関係法令、社会保険関係法令等の国内関係法令を遵守すること ○一年を超えない範囲の期間とすること ○特区計画において指定された実施機関において研修を行うこと	b	提示いただいた条件について、実態も十分に踏まえつつ、速やかに検討して参りますので、提案内容の早期実現に向け、引き続き協議をお願いしたいと考えております。	B	自治体が要望する働きながら日本料理を学ぶためのビザの要件緩和について、6月を目途に、自治体は省庁側から提示されている選定方法や期間、適切な実施体制などを明らかにした上で、法務省・厚生労働省と引き続き協議すること。	II
京都市地域活性化総合特区	879	働きながら日本料理を学ぶためのビザの要件緩和	○	B	京都市の検討状況による	以下のような条件が満たされた場合に、いわゆる単純労働者の受入や不法就労の増加につながらないよう適切な制度構築を行うことを目的として、厚生労働省と協議しつつ法務省において在留資格「特定活動」の特例を設けることを検討する。 ○対象となる外国人は外国のレストラン又はホテル等の事業を営む事業体において一定年数以上調理の業務に従事している者であること(オーナーシェフを含む) ○京都市等の策定する総合特区計画に基づき、日本の伝統文化である会席料理の調理及び同料理に付随する業務に従事しながら会席料理を修得するための研修を受けることを目的として、入国・在留すること ○研修は、派遣元国における業務の一環として、当該事業体と本邦の機関との間の契約・覚書等に基づいて派遣されること ○帰国担保措置を講じること ○日本人と同等額以上の報酬を受けること ○入管法令、労働関係法令、社会保険関係法令等の国内関係法令を遵守すること ○一年を超えない範囲の期間とすること ○特区計画において指定された実施機関において研修を行うこと	b	提示いただいた条件について、実態も十分に踏まえつつ、速やかに検討して参りますので、提案内容の早期実現に向け、引き続き協議をお願いしたいと考えております。	B	自治体が要望する働きながら日本料理を学ぶためのビザの要件緩和について、6月を目途に、自治体は省庁側から提示されている選定方法や期間、適切な実施体制などを明らかにした上で、法務省・厚生労働省と引き続き協議すること。	II

国際戦略総合特別区域及び地域活性化総合特別区域における新たな規制の特例措置に関する提案に対する国と地方の協議の結果について

総合特区名	整理番号	提案事項名	提案事項の具体的内容	国と地方の協議【書面協議】担当省庁の見解(3/9時点) (A-1: 指定自治体の提案どおり総合特区で実施 A-2: 全国展開で実施。B: 条件を提示して実施、C: 代替案の提示、D: 現行法令等で対応可能、E: 対応しない、F: 各省が今後検討、Z: 指定自治体が検討)								国と地方の協議【書面協議】 指定自治体の回答(3/22時点) (a: 了解 b: 条件付き了解 c: 受け入れられない d: その他)		内閣府整理(コメント欄) (4/3時点)	内閣府整理 I~IV
				提案事項名	担当省庁 担当課	根拠法令	対応	実施時期	スケジュール	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件/代替案の内容とその妥当性・論点など	※対応の但し書き	対応	理由等		
京都市地域活性化総合特区	880	火薬類取締法に基づく省令で規定されている火薬類の消費可能量を緩和	安全性の確保を担保したうえで、地方自治体が必要な特例を設けることを可能にする。	火薬類取締法に基づく省令で規定されている火薬類の消費可能量を緩和	経済産業省原子力安全・保安院保安課	火薬類取締法第25条、第26条、第30条第2項	C			自治体が提案する火薬類の消費に係る許可の緩和とは、映画の撮影地を制限したり火薬類を消費する者の熟練度を考慮した上での、火薬類の無許可消費数量の引き上げであった。  しかし、決められた区域内であっても、民家や一般市民だけでなく、現場で火薬類を取り扱う者の安全を確保することは必要であり、かつ、消費者の熟練度が高ければ火薬類の消費数量が多くても安全性が確保できるとする根拠が不明確である。また、撮影地や消費者が限定されているのであれば、京都府による審査に要する日数を短縮し、ニーズに沿った対応をすることも十分に可能と考えられる。このため、本提案については、京都府も提案主体に入っていることから、現行の火薬類取締法が適切に執行されるという前提の下、京都市との連携を強化し、円滑に消費の許可手続きが進められるような方法を京都府において検討していただきたい。例えば、京都府においては許可手続きの標準処理期間として50日を設定しているところ、これは他の自治体と比較して長いため、期間の短縮が可能と思われるので検討していただきたい。  なお、実務者打ち合わせの場においても、本提案の内容は安全性を確保する方法が明確でないため、再度検討する必要があることが確認されたところ。		d	京都府における標準処理期間については、警察、消防との調整を踏まえての日数であり、特に花火等を想定して決められています。映画撮影等の場合、更に早めることは可能ですが、申請数は年間約50件で、ほとんどが花火大会の関係であり、標準処理期間は40日程度です。 ただし、今回提案している趣旨は、許可を早めることで基本的に解決できるものではなく、無許可(あるいは一度の許可)で、時間的、空間的、量的にどこまで広範囲に認められるかどうか課題になっていることを御理解いただきたい。  上記を踏まえ、次の質問をお願いします。 ①実務者レベルでの打合せの場で提案いたしました『「火薬若しくは爆薬30グラムを越え50グラム以下の煙火5個以下/1日」の現行の基準を「火薬若しくは爆薬100グラムの煙火15個以下/1日」に緩和すること』について、コメントをいただきたい。 なお、提案の安全面についてですが、こういった映画等の火薬使用を専門にされている事業者は我が国において10社程度と言われており、その中でも30年余の経験者の説明として、安全性の大部分は使用者の熟練の度合いによるものであるとのことで、上記の数量は熟練者にとって問題のない程度とのことです。 ②現在、多数の事故が発生しており、その場合、「基準以内のケースも、基準を超えた違法なケースも同じくらいある」とのことであったが、この火薬類取締法の基準の科学的根拠は、どのようなプロセスのもとで定められているのか。 ③京都府において許可手続きを、との御提案に関して、特に「火薬類の消費の時間」の幅について、長期間(例えば、半年から1年間など)認めることは裁量で可能か。また、消費場所について、例えば1km四方の範囲等で認めることは可能か。さらに消費数量について自治体の裁量で幅広く許可することが可能か。技術的な面で御指摘をいただきたい。 なお、「1年間」は長編の映画・ドラマの場合であり、「1km四方」は凡の徒歩圏内での撮影を想定し、許可の範囲としての見解をお伺いするために仮定したところであり、もしこの辺りが限度との目安があれば、お示しいただきたい。  この質問に対する回答をいただいた上で、対応を検討していきたいと考えます。	・火薬類取締法に基づく消費の許可 ・無許可(あるいは一度の許可)で、時間的、空間的、量的にどこまで広範囲に認められるかどうか課題になっていること ・これによっては対応が不可能な場合は、火薬量の制限の緩和については、安全確保の観点も含む協議を継続。	IV
京都市地域活性化総合特区	881	外国人映画スタッフ・クリエイターの入管手続きの簡素化	外国人映画スタッフ・クリエイターの入管手続きの簡素化	外国人映画スタッフ・クリエイターの入管手続きの簡素化 【京都市等:京都市地域活性化総合特区】 ○京都でロケをする映像製作者の入国の際の「興行」の日本人との同等報酬要件の緩和	法務省入国管理企画官室	出入国及び難民認定法	Z	—	—	実務者打ち合わせでは以下の事項について明らかになっておらず、現段階では検討困難であることから、御回答いただいでから検討することとした。 ○「興行」のうち同等報酬要件の緩和を希望しているが、同等報酬要件が障害となつて外国人が入国できなかった事例が何件あるのか、具体的にどのような事案であったのかお示しいただきたい。 ○同等報酬要件を緩和する場合、どの程度の額の報酬であればよいか、お示しいただきたい。 ○同等報酬要件を引き下げた場合、我が国での生活、帰国費用をどのように確保するのか		d	○具体的な状況としては、請負契約に基づく出張などとなっているところ。 なお、請負契約に基づき出張している場合は、日本の会社と外国の会社が契約を結び、人材を派遣することで、報酬は本国(外国)の会社から本人が直接受け取るようになる。 こうした請負による入国はあるが、日本の会社が直接、個人クリエイターやスタッフなどを雇用し、報酬を払うことは興行ビザでできない。 ○緩和される報酬については、出身国の相場、日本への渡航費・帰国費などを含めた総受取額、日本での最低賃金など考えます。 ○生活、帰国の確保については、最低賃金を目安にすることや、受け入れ団体による住居支援など、地元としても支援に努めていく。  アジアなど外国の若手人材などを個人として招へいし、長期の雇用する場合などにおいて、障壁となっている規制の緩和がなされれば、今後、海外映画の長期ロケや人材の交流を進めるに際し、海外との競争に際しても効果が出るものと考えます。	同等報酬要件の緩和について、必要性、緩和の内容及びその効果を指定自治体が再整理する必要。	IV
京都市地域活性化総合特区	881	外国人映画スタッフ・クリエイターの入管手続きの簡素化	外国人映画スタッフ・クリエイターの入管手続きの簡素化	外国人映画スタッフ・クリエイターの入管手続きの簡素化	厚生労働省職業安定局派遣・有期労働対策部外国人雇用対策課	出入国及び難民認定法	Z	—	—	自治体は外国人映画スタッフ・クリエイターの入管手続きの簡素化を提案しているが、実務者打ち合わせでは以下の事項について明らかになっておらず、現段階では提案について検討困難であることから、自治体からの御回答をいただきたい。 ○「興行」のうち同等報酬要件の緩和を希望しているが、同等報酬要件が障害となつて外国人が入国できなかった事例が何件あるのか、具体的にどのような事案であったのかお示しいただきたい。 ○同等報酬要件を緩和する場合、どの程度の額の報酬であればよいか、お示しいただきたい。 ○同等報酬要件を引き下げた場合、日本での生活費、帰国費用をどのように確保するのか、お示しいただきたい。		d	○具体的な状況としては、請負契約に基づく出張などとなっているところ。 なお、請負契約に基づき出張している場合は、日本の会社と外国の会社が契約を結び、人材を派遣することで、報酬は本国(外国)の会社から本人が直接受け取るようになる。 こうした請負による入国はあるが、日本の会社が直接、個人クリエイターやスタッフなどを雇用し、報酬を払うことは興行ビザでできない。 ○緩和される報酬については、出身国の相場、日本への渡航費・帰国費などを含めた総受取額、日本での最低賃金など考えます。 ○生活、帰国の確保については、最低賃金を目安にすることや、受け入れ団体による住居支援など、地元としても支援に努めていく。  アジアなど外国の若手人材などを個人として招へいし、長期の雇用する場合などにおいて、障壁となっている規制の緩和がなされれば、今後、海外映画の長期ロケや人材の交流を進めるに際し、海外との競争に際しても効果が出るものと考えます。	同上	IV

内閣府整理 I:提案者の取組を実現するための方策について国と地方で合意に至ったもの(今後、合意に至った方策を活用して地方において取組を実現していくもの) II:提案者の取組を実現するための方策の方向性について合意に至り、一部条件等を詰めるための協議を継続するもの  
 III:取組を実現するための方策について国と地方の間に見解の相違があり、合意に至らなかったもの IV:一旦協議を終了し、提案者側で再検討を行うもの

総合特区名	整理番号	提案事項名	事務レベル協議を実施したもの	国と地方の協議【再書面協議】 担当省庁の見解(5/9時点) (A-1:指定自治体の提案どおり総合特区で実施 A-2:全国展開で実施。B:条件を提示して実施、C:代替案の提示、D:現行法令等で対応可能、E:対応しない、F:各省が今後検討、Z:指定自治体が検討)			国と地方の協議【再書面協議】 指定自治体の回答(5/18時点) (a:了解 b:条件付き了解 c:受け入れられない d:その他)		省庁の最新見解	内閣府再整理(コメント欄) (6/1時点)	内閣府再整理 I~IV
				対応	実施時期	スケジュール	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件/代替案の内容とその妥当性・論点など	対応			
京都市地域活性化総合特区	880	火薬類取締法に基づく省令で規定されている火薬類の消費可能数量を緩和							C	要望の実現に向けて、自治体は、火薬類取締法に基づく消費の許可手続について京都府における処理期間の短縮化によって対応できないか、引き続き検討するとともに、無許可(あるいは一度の許可)で、時間的、空間的、量的にどこまで広範囲に認められるかどうか課題になっていることの根拠を明確にすることが必要。一旦協議は終了したが、処理期間の短縮化によって対応が不可能な場合は、火薬量の制限の緩和について、安全確保の観点も含めて、秋以降に経済産業省と改めて協議を行うこと。	IV
京都市地域活性化総合特区	881	外国人映画スタッフ・クリエイターの入管手続の簡素化							Z	要望の実現に向けて、自治体は同等報酬要件の緩和について、必要性、緩和の内容及びその効果を再整理することが必要。一旦協議は終了したが、再整理した上で、秋以降に法務省、厚生労働省と改めて協議を行うこと。	IV
京都市地域活性化総合特区	881	外国人映画スタッフ・クリエイターの入管手続の簡素化							Z	要望の実現に向けて、自治体は同等報酬要件の緩和について、必要性、緩和の内容及びその効果を再整理することが必要。一旦協議は終了したが、再整理した上で、秋以降に法務省、厚生労働省と改めて協議を行うこと。	IV